

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
015431	北海道	美幌町	町村 V-2

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	本町(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.7%
本庁舎の夜間警備			98.9%	98.6%
案内・受付			88.5%	91.2%
電話交換			92.7%	94.2%
公用車運転			87.5%	88.1%
し尿収集			98.6%	97.9%
一般ごみ収集			96.5%	96.9%
学校給食(調理)			69.2%	68.3%
学校給食(運搬)			82.8%	91.2%
学校用務員事務			38.3%	35.1%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修・清掃等			97.7%	96.9%
ホームヘルパー派遣			100.0%	98.8%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.5%
ホームページ作成・運営			96.0%	97.7%
調査・集計			98.7%	98.2%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置				窓口業務の民間委託				
設置状況	設置予定無し	→	予定時期	-	委託状況	委託予定無し		
BPRの手法を用いた業務分析				【参考】				
取組状況		→	業務改革効果		類似団体	本町(市区町村分)		
					設置率	委託率	実施率	委託率
					14.4%	15.5%	11.9%	22.4%

(4)庶務業務の集約化

実施状況		委託状況		対象部局				対象業務				【参考】			
実施予定無し		委託予定無し		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	実施率	委託率	類似団体	
												21.6%	3.1%	本町(市区町村分)	
												27.2%	2.8%	類似団体	

【実施予定無し】及び【首長部局未設置団体】は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況 → 業務改革効果

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体委託率	本町(市区町村分)委託率
体育館	2	1	50.0%	未導入施設に工事費が一律に高額であり、職員が常駐しているため、指定管理する必要がない。	1	未導入施設には事理が統一されており、職員が常駐していることから、直営での管理を行っている。	24.0%	39.2%
競技場(野球場、テニスコート等)	3	1	33.3%	同一敷地内の隣接する施設に職員が常駐しているため必要ない。	0		27.0%	46.9%
プール	1	1	100.0%		0		27.4%	49.1%
海水浴場	0	0			0		33.3%	13.2%
宿泊施設(ホテル、観光ホテル等)	1	1	100.0%		0		88.9%	87.8%
体育施設(公園広場、遊-山の広場)	1	1	100.0%		0		55.9%	76.3%
キャンプ場等	1	1	100.0%		0		30.3%	58.7%
産業情報提供施設	0	0			0		64.5%	74.1%
展示施設、見本市施設	0	0			0		30.0%	63.6%
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	63.6%
大規模公園	1	0	0.0%	町内に指定管理を受ける団体等はない。	0		16.7%	41.7%
公営住宅	16	0	0.0%	町内に指定管理を受ける団体等はない。	0		0.8%	13.8%
駐車場	0	0			0		20.0%	38.0%
大規模霊園、斎場等	0	0			0		20.0%	22.0%
図書館	1	0	0.0%	町内に指定管理を受ける団体等はない。	1	町内に指定管理を受ける団体等はない。	17.5%	18.4%
博物館(歴史、民俗、自然等)	1	0	0.0%	直営で運営すべき施設であるため。	1	直営で運営すべき施設であるため。	12.9%	28.0%
公民館、市民会館	1	0	0.0%	直営で運営すべき施設であるため。	1	文化会館と連携した施設であり、町直営で一貫管理することが適切であると考え。	17.1%	22.2%
文化会館	1	0	0.0%	直営で運営すべき施設であるため。	1	町の文化拠点施設として、町の文化振興を図る上で、施設運営と文化事業を一体的に担う役割を担う必要があり、町直営で運営すべき施設である。	40.4%	51.1%
合宿所、研修所(青少年の夜をむく)	0	0			0		20.8%	48.2%
特別養護老人ホーム	0	0			0		0.0%	74.2%
介護支援センター	0	0			0		41.7%	50.5%
福祉・保健センター	1	0	0.0%	直営で運営すべき施設であるため。	0		38.2%	53.6%
児童クラブ、学童館等	4	0	0.0%	児童の健全育成と福祉の増進及び心身ともに豊かで健康的な子どもたちの育成に貢献する必要があるため、直営運営で特に支障がない。	4	児童センター・児童教育所は公営施設(こじん・各小学校)内に設置されているため、直営で運営すべき施設である。	17.0%	22.7%

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	【参考】	
	実施率	委託率
	21.6%	3.1%
実施予定	【参考】	
	実施率	委託率
	23.6%	38.3%

実施済 → 実施率 21.6%、委託率 3.1%

実施予定 → 実施率 23.6%、委託率 38.3%

検討中 ○

未実施

実施しない理由

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定	→	策定予定時期
【参考】				
類似団体	本町(市区町村分)	策定割合	策定割合	
100.0%	99.6%			

(7)地方会計の整備

統一した基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)				
作成済	○	作成予定	→	作成完了予定年度
【参考】				
類似団体	本町(市区町村分)	作成割合	作成割合	
90.7%	82.8%			

(注1)統一した基準による地方会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、従業員ごとごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体